

# 請願・陳情の審査

産建厚生常任委員会

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

## ■請願者

日高郡聴覚障害者協会  
会長 植野陽一郎  
紹介議員 小畑 貞夫

## ■委員会の意見

わが国においては平成23年に障害者基本法が改正され、「全て障害者は可能な限り、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることを明記している。

また、国及び地方公共団体は災害、その他非常事態の場合に、障害者に対して、その安全を確保するための必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、必要な施策を講

ずることを義務づけていく。

手話が音声言語と対等な言語であることが理解され、きこえない子どもが、手話を身につけ、手話を学び、自由に使い、更に普及、研究することのできる環境整備を目的とした、法整備が必要であると考える。

以上のことから、請願の趣旨は十分理解できるものであり、全会一致で採択とする。

本会議において採択され、関係大臣に意見書を送付した。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書

引き続き、継続審査とした。

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、言葉を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国において下記事項を講ずるよう強く求める。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

（提出先） 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣



気がつけば、暑かった日も過ぎ、いつのまにかすがしやすい季節となってきました。

運動会・祭礼などの行事が催されましたが、怪我なく楽しめたことと思います。

さて、紀の国わかやま国体まで1年と迫ってきました。南山スポーツ公園におきましてはアーチェリー競技、美山漕艇場では力強い競技が催されます。

本番当日はかなりの人出が予想されますので、競技がスムーズに進行されるよう、町民の皆様にご協力をいただき、我々議員も一緒に、大会を成功させ、日高川町のアピールができたらと思えます。

よろしくお願ひします。  
（伊奈禎胤）